

○国立大学法人宮崎大学部局長等会議規程

〔平成 29 年 3 月 23 日〕
制 定

改正 平成 31 年 3 月 28 日 令和 3 年 10 月 1 日
令和 6 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則第 46 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人宮崎大学部局長等会議（以下「部局長等会議」という。）の任務、組織及び運営その他必要な事項について定める。

(任務)

第 2 条 部局長等会議の任務は、国立大学法人宮崎大学及び宮崎大学の運営の重要事項について、役員会と学部その他の教育研究組織等の連絡調整を行い、円滑な学内コンセンサスの形成を図るものとする。

(組織)

第 3 条 部局長等会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 常勤理事
- (3) 副学長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) フロンティア科学総合研究センター長
- (7) 産業動物防疫リサーチセンター長
- (8) 学長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 8 号に定める者の任期は 3 年以内とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

2 前項の者に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 5 条 部局長等会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、部局長等会議を主宰する。

3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名する理事がその職務を代行する。

(代理出席)

第 6 条 第 3 条第 4 号から第 7 号までの委員が用務のためやむを得ず欠席する場合は、当該委員の指名する当該学部（工学部にあつては、工学教育研究部）、研究科又はセンターの教員が代理出席することができる。

(事務)

第 7 条 部局長等会議の事務は、企画総務部総務広報課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、部局長等会議の運営等に関し必要な事項は、部局長等会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宮崎大学部局長会議規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。